

各商店街等理事長・会長様

中野区区民部産業振興課長
国分 雄樹

令和 8 年度「商店街街路灯等の残置灯修繕助成」のご案内について

日頃より、中野区の商店街振興施策にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
表記の件につきまして、今年度も引き続き下記のとおり助成を行います。
なお、令和 8 年度より、近年の物価・人件費の高騰等を鑑み、一部事業の見直しを行って
おります。見直し内容は、下記中 ★ マーク部分になりますので、ご確認ください。
活用ご検討の程よろしくお願いたします。

記

1 対象商店街

残置灯（街路灯・アーチ・アーケード）を保有・維持管理する区内商店街等

2 対象事業

残置灯（街路灯・アーチ・アーケード）に係る、修繕、改修、撤去、点検等

3 対象経費・対象外経費

〈対象経費〉

工事費、材料費、点検費

その他、残置灯(街路灯・アーチ・アーケード)及び、それら付帯設備の改修・撤去に係る費用

〈対象外経費〉

法定耐用年数に満たない街路灯等の修繕に係る経費

★ (以降、R8 年度より追加)ただし、事故、災害等により緊急に残置灯の修繕等が必要となった 場合や、その他区長が特に必要があると認める場合についてはこれによらず、補助対象と します。
--

国又は地方公共団体が行う助成事業等の対象となる経費

残置灯(街路灯・アーチ・アーケード)に付属する防犯カメラに係る経費

4 申請期間

	申請期間	交付・不交付決定(※1)	事業実施期間(※2) ※実績報告の提出まで
★ 通年受付 ※以下「★補足」参照	令和9年3月31日 まで、随時受付	随時	交付決定日から、 令和9年3月31日まで

※1 予算がなくなり次第、受付終了となります。

ただし、受付終了後、事故・災害等により、緊急に修繕等が必要となった場合には、地域への影響等も鑑み、都度、実施検討・予算等の調整を行います。

※2 交付決定日より前に実施した事業への交付は出来ませんので、ご了承ください。

★**補足** 令和7年度までは、予算の兼ね合いから、より緊急性の高い事業に対して優先的に補助金を交付するため、申請期間を2回に分けて運用していましたが、近年の街路灯等の老朽化・需要等を鑑み、令和8年度は予算を増額調整の上、「通年受付」に変更しています。

5 申請可能数

1 商店街あたり1か年度1回まで

6 ★ 補助率（上限）

実施する事業内容毎に、以下A～Cの基準により、補助額を算定します。

A) ランプ(蛍光灯含む)交換

助成対象経費の5分の4（上限150,000円）

B) 残置灯の撤去

助成対象経費の5分の4（上限200,000円）

C) AおよびB以外のその他

助成対象経費の3分の2（上限100,000円）

★**補足** 令和7年度までは、一律「助成対象経費の3分の2（上限100,000円）」としていましたが、近年の物価・人件費の高騰、また事業の性質等を鑑み、補助基準を3パターンに分類し、補助率を引き上げました。

7 その他

当助成金の活用を希望する場合は、下記中野区担当までご連絡ください。

必要な申請書類等について、ご案内いたします。

【担当】中野区 区民部 産業振興課

商店街支援係 河原崎、田端

TEL：03-3228-5591

E-mail：syogyo@city.tokyo-nakano.lg.jp